

(仮称)滋賀県成長産業の振興に関する条例の制定に向けた検討について

1 本県の産業に関する条例について

(1) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

- 中小企業の活性化を推進し、本県の経済および社会の発展に寄与するため、平成24年12月28日に制定し、平成25年4月1日から施行した。
- 平成28年に「滋賀県ちいさな企業応援月間」を位置付けるため、令和6年には社会情勢の変化に対応し中小企業活性化施策をより効果的に推進するため、一部改正を行った。

(2) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例

- 近江の地場産業および近江の地場産品の振興し、地域経済および地域社会の発展に寄与するため、平成28年3月23日に議員提案で制定した。
- 令和6年に近江の地場産品の定義を見直すため、一部改正を行った。

2 他県の参考条例について

都道府県	条例名	概要	制定年	その他
宮城県	ものづくり産業振興に関する県民条例	地域の所得水準を向上させるためにものづくり産業の振興を図る条例	平成19年	議員提案
群馬県	群馬県ものづくり・新産業創出基本条例	ものづくり産業の基盤の強化および次代を担う新たな産業の創出を図る条例	平成13年	知事提案
奈良県	奈良県企業立地促進条例	企業立地の促進を促進するために必要な支援等の施策を定める条例	平成20年	知事提案
和歌山県	和歌山県新技術創出推進条例	産学官の密接な連携を基盤として卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図る条例	平成21年	知事提案

3 条例の目的、目指す方向性等について

- 活力ある滋賀を創出するためには産業の発展が必要
- 特に成長産業の集積は安定的な税収の確保につながるとともに、新たな雇用を創出する。
県民所得の増大だけではなく、移住者の増加にもつながるなど大きな効果が期待できる。
- 限りある資源の中で、成長産業へ重点的に投資することは、最小の経費で最大の効果を発揮するものとなる。
- 成長産業に係る事業を実施する企業の立地を促進するだけでなく、人材育成や研究に対する支援をはじめとした支援も行うことにより、競争力の強化を効果的に図る。

▶▶▶ 県民生活の向上および地域経済の健全な発展

(施策例)

- 企業立地(経済的支援、用地の確保、情報提供、相談体制の強化)
- 大学、高専、企業等と連携した産業人材育成
- 先端的な技術に関する研究開発および起業に対する支援

4 スケジュールについて

時期	内容
令和7年6月30日(月)	関係法律・他府県の条例の紹介 条例の制定に向けた論点整理(制定の目的・目指す方向性)
令和7年7月23日(水)	県内行政調査
令和7年8月下旬～9月中旬	参考人招致、条例の骨子案の検討
令和7年10月中旬	条例の素案(たたき台)の検討
令和7年10月20日(月)～21日(火)	県外行政調査
令和7年11月中旬	条例の素案の修正案の検討
令和7年12月中旬	条例の素案の修正案の検討、条例原案(パブコメ案)の決定
令和7年12月下旬～令和8年1月下旬	パブリック・コメント実施
令和8年2月中旬	条例案の最終調整、条例案の決定
令和8年3月中旬	条例の制定(議決)

※ 上記以外にも、必要に応じて委員会の開催や参考人の招致をすることがある。